

転 出

（坂井市から他市区町村または国外への引越し）の手続きをされた方へ

新しい住所に住み始めた日から14日以内に、新住所の市町村役場で転入届をしてください。

1. 転入届に必要なもの ①転出証明書 ②印鑑 ③届出人の本人確認書類(免許証・パスポート等) ④個人番号カード（所持者のみ）
2. 転出予定日や転出予定地が変更になった場合は、そのまま新住所地に転出証明書を提出し、変更事項を申し出て手続きを行ってください。
3. 転出を取りやめた場合は、速やかに転出証明書を持参して転出取消の手続きをしてください。
4. 転出に伴い、該当する方は下記の手続きが必要となります。詳しい内容については各担当課へ問合せください。

項目	対象の方	備考	[受付場所] 担当課 (電話番号)	※支所
●印鑑登録に関すること				
☐ 印鑑登録	所持者	転出手続きをすると印鑑登録は廃止されます。印鑑登録証を返還してください。	[本庁 1 階①] 市民生活課 (0776-50-3030)	○
●飼い犬に関すること				
☐ 犬の登録事項変更	犬の所有者	手続きが必要な場合があります。担当課へご確認ください。	[本庁 1 階②] 環境推進課 (0776-50-3032)	○
●子どもに関すること				
☐ 子ども医療費助成	受給者	受給者証をご持参ください。	[本庁1階⑤] 子ども福祉課 (0776-50-3042)	
☐ 児童手当	受給者	消滅の届出が必要です。		
☐ 在宅育児応援手当	受給者	消滅の届出が必要です。		
☐ ひとり親医療費助成	受給者	医療受給者証をご持参ください。		
☐ 児童扶養手当	受給者	児童扶養手当証書をご持参ください。		
☐ 幼保園・保育園・認定こども園・児童クラブ	利用者・利用予定者	手続きが必要な場合があります。担当課へご確認ください。	[本庁1階⑧] 保育課 (0776-50-3088)	
●障がい者福祉に関すること（転出予定の方は <u>事前に</u> 担当課でご相談ください）				
手帳	☐ 身体障害者手帳	所持者	[本庁1階⑥] 社会福祉課 (0776-50-3041)	
	☐ 療育手帳	所持者		
	☐ 精神障害者保健福祉手帳	所持者		
医療費助成	☐ 育成医療	受給者		
	☐ 更生医療	受給者		
	☐ 精神通院医療	受給者		
	☐ 重度障害児者医療費助成	受給者		
手当	☐ 特別障害者手当	受給者		
	☐ 障害児福祉手当	受給者		
	☐ 経過的福祉手当	受給者		
	☐ 特別児童扶養手当	受給者（保護者）・障がい児		
	☐ 重症心身障害児（者）福祉手当	介護者・障がい者		
サービス	☐ 福祉タクシー乗車券	利用者		
	☐ 障がい福祉サービス等	利用者		
	☐ 障がい児通所サービス等	保護者・利用者		

●介護保険・高齢者福祉サービスに関すること

介護保険	☐ 介護保険被保険者証	65歳以上の方 要介護認定のある40～64歳の方	被保険者証・負担割合証を返還してください。 ※要介護認定のある方は新住所地で14日以内に転入継続の手続きをしてください。 (住所地特例対象施設への転入の場合を除く)	[本庁1階⑦] 高齢福祉課 (0776-50-3040)	○
	☐ 介護保険負担割合証	要介護認定のある方			○
	☐ 負担限度額認定証等	所持者	認定証を返還してください。 ※引き続き認定を受ける場合は、新住所地で認定申請をしてください。 (住所地特例対象施設への転入の場合を除く)		○
サービス	☐ 介護タクシー乗車券	利用者	乗車券を返還してください。		○

●上下水道料金に関すること

☐ 上下水道契約	上下水道を使用する方	水道閉栓届が必要です。※FAX（0776-67-2955）、電子申請サービスまたは郵送でも手続きできます。	上下水道お客さまセンター [本庁 2 階①] (0776-50-3131)	☐
---------------------------------	------------	---	---	-----------------------

●選挙に関すること

□在外選挙人名簿登録	18歳以上の国外転出者	外国において日本の国政選挙や最高裁判所裁判官国民審査の投票をする場合は手続きが必要です。 ご希望の方は担当課へ問合せください。	[本庁3階③総務課内] 選挙管理委員会 (0776-50-3015)
------------	-------------	---	--

<本庁舎・各支所 所在地> 開庁時間：平日（12/29～1/3を除く） 午前8時30分～午後5時15分

○本庁 坂井市坂井町下新庄1-1

○三国支所 坂井市三国町中央一丁目5-1

○丸岡支所 坂井市丸岡町西里丸岡12-21-1

○春江支所 坂井市春江町随応寺17-10

※「支所」欄に○印がある項目については各支所での手続きが可能です。